

2. 各出張所等 個別事項

<事業課 管内>

事業課管内 目 次

【Ⅰ はじめに】	- - - - -	1 0
【Ⅱ 道路施設編】	- - - - -	1 3
1. 道路の維持管理実施計画	- - - - -	1 4
(1) 道路管理一覧	- - - - -	1 4
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R5 年度(2023 年度)実施計画」-	- - - - -	1 5
(3) 路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図他	- - -	1 7
【Ⅲ 河川施設編】	- - - - -	1 9
1. 河川の維持管理実施計画	- - - - -	2 0
(1) 道管理河川一覧	- - - - -	2 0
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R5 年度(2023 年度)実施実画」-	- - - - -	2 1
(3) 治水系パトロール実施区間他	- - - - -	2 5
【Ⅳ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	- - - - -	2 7
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画	- - - - -	2 8
(1) 砂防関係施設一覧	- - - - -	2 8
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R5 年度(2023 年度)実施計画」-	- - - - -	3 0
【Ⅴ 海岸編】	- - - - -	3 2
1. 海岸の維持管理実施計画	- - - - -	3 3
(1) 海岸施設一覧(水管理・国土保全局海岸)	- - - - -	3 3
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R5 年度(2023 年度)実施計画」-	- - - - -	3 4
【Ⅵ 資料編】	- - - - -	3 5
1. 管内関係機関	- - - - -	3 6
2. 防災資機材一覧	- - - - -	3 7

【 I はじめに】

【はじめに】

(1) 管内の概況

当管内は、留萌振興局の南部に位置し、西に日本海、南に暑寒別天売焼尻国定公園の暑寒別岳があり、東は空知総合振興局北部に接しています。海岸沿いは平地が主体となり、暑寒別岳を源とする暑寒別川、天塩山地の南端を源とする留萌川、小平薬岳を源とする小平薬川が日本海にそそぐ自然環境に恵まれた地域です。

総面積は 1,294km² で、都道府県で一番面積の少ない香川県の約 70%の面積を有し、留萌市、増毛町及び小平町からなっています。管内の総人口は、25,925 人（住民基本台帳：令和 5 年(2023 年)1 月 1 日現在）です。

気候は、日本海式の気候で対馬海流の影響で、緯度の割には比較的温暖ですが、夏は最高気温で 30℃、冬はマイナス 15℃を超えることもあります。1 年の半分を占める冬期間は、日本海側特有の吹き上げる風が地吹雪を起こし、視界不良や吹溜りによる交通障害の原因になっています。

産業は第 1 次産業が主体で、農業は水稻・畑作物・果樹などの生産が行われ、特に増毛町では、りんご・なし・ぶどうなど多数の果樹栽培が行われています。水産業では、ホタテ稚貝養殖・さけ定置・たこ・うになどの漁業が行われています。

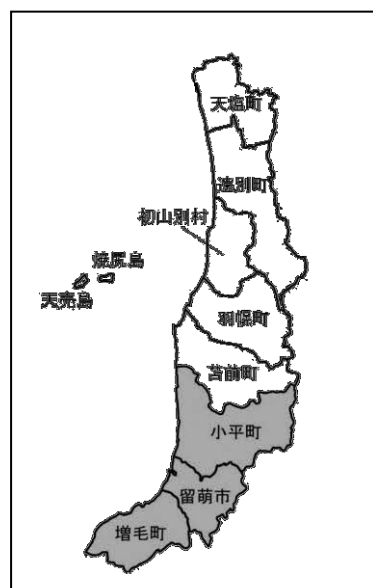
また、日本海にしずむ夕日が美しい海岸線、国定公園の暑寒別岳、北海道遺産の「増毛の歴史的建物群」や「留萌ニシン街道」、さらに、ゴールデンビーチるもい、おにしかツインビーチなどの海水浴場もあり、観光資源にも恵まれた地域です。

事業課が管理する道路・河川等の現況は、道路の管理延長が 199.6km、河川管理延長が 136.3km、砂防指定地が 525.3ha、地すべり防止区域が 41.8ha、急傾斜地崩壊危険区域が 17.2ha、海岸管理延長が 55.3km となっています。

(2) 所管区域

留萌市・増毛町・小平町

(3) 管内図



(4)管理状況

○道路

	路線数	管理延長(km)
主要道道	4	58.6
一般道道	18	141.0
合計	22	199.6

○河川

	河川数	管理延長(km)
一級水系	9	27.3
二級水系	13	109.0
合計	22	136.3

○砂防・地すべり・急傾斜

砂防指定地		地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
43	525.3	3	41.8	14	17.2

※地すべり防止区域は国土交通省指定分

○海岸

海岸名	管理延長(km)
増毛海岸	26.7
留萌海岸	6.7
小平海岸	21.9
合計	55.3

※管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

【Ⅱ 道路施設編】

1. 道路の維持管理実施計画

(1) 道路管理一覧

(令和6年度(2024年度) 留萌振興局 留萌建設管理部 事業課管内)

区分	路線番号	路線名	主な街路名(愛称等)	管理延長 (km)	夏期/パトロール延長(km)	備考
主要 道路	21	留萌停車場線	(停車場通、北8条通)	1.1	1.1	
	22	留萌港線	(西5条通)	1.3	1.3	
	94	増毛稲田線		19.9	19.9	
	126	小平幌加内線		36.3	36.3	異常気象時通行規制区間L=6.4km
		計		58.6	58.6	
		N=4路線				
一 道	301	増毛港線		1.1	1.1	
	546	暑寒別公園線	(りんご回廊)	10.3	10.3	
	549	峠下沼田線		4.3	4.3	
	550	幌糠小平停車場線		25.1	25.1	
	613	豊平峠下停車場線		7.9	7.9	異常気象時通行規制区間L=7.9km
	643	鬼鹿停車場線		0.6	0.6	
	707	鬼鹿港線		0.1	0.1	
	742	霧立小平線		15.4	15.4	
	801	樽真布幌糠線		9.2	9.2	
	853	田代港町線		3.9	3.9	
	867	達布石狩沼田停車場線		14.3	14.3	異常気象時通行規制区間L=13.7km
	958	大椴線		9.0	9.0	異常気象時通行規制区間L=2.6km
	1006	達布小平町線		12.2	12.2	
	1031	神居岩総合公園線		1.7	1.7	
	1048	留萌小平線	(春日通)	9.1	9.1	
	1049	苫前小平線		7.7	7.7	異常気象時通行規制区間L=2.7km
1068	留萌北竜線		7.2	7.2		
1135	浜中元川線	(見晴通)	1.9	1.9		
		計		141.0	139.1	
		N=18路線				
		合計		199.6	197.7	
		N=22路線				

※延長の単位はkm。令和5年4月1日現在の数値。
 主な街路名とは地元協議等により呼びび名が一般化している路線を記載(愛称をかっこ書き)

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(留萌建設管理部 事業課管内)

○道路ハトローラー業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 (橋梁補修)	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路ハトローラー(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
	施設補修 (トンネル等補修)	橋梁塗装	部分的な“われ”や“はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路ハトローラー(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
予防管理型、対症管理型	施設補修 (トンネル等補修)	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	○道路ハトローラー(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
	施設補修 (道路附属物(小規模附属物)補修・更新)	道路附属物(小規模附属物)補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路ハトローラー(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
対症管理型	施設補修 (路面等補修)	舗装補修 (ハッチング)	局部的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車面に支障が生じる場合に実施	○道路ハトローラー(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
	施設補修 (オーバレー)	路面補修 (オーバレー)	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車面に支障が生じる又は生じる危険性がある場合に、路面状況に応じて実施	○道路ハトローラー(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
施設補修 (作工物補修)	路面整正(砂利道)	路面整正(砂利道)	融雪後、走行車面に支障が生じる場合に実施します。その他、降雪等によりわだち割れや穴ぼこ等が生じる場合に実施	○道路ハトローラー(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			砂利道区間及び事前通行規制区間 P.17
	施設補修 (排水施設補修)	崩土除去、倒木処理、 路面法面補修	局部的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車面の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応	○道路ハトローラー(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
施設補修 (区画線)	交通安全施設補修	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	○道路ハトローラー(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
	交通安全施設補修	交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路ハトローラー(通常)等結果を基に、必要箇所を補修。 また、照明の球切れ等は道路ハトローラー(夜間)結果に基づき実施			
施設補修 (区画線)	区画線設置	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は、事前に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替え、またその他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	○道路ハトローラー(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			

「作業内容別の維持管理水準一覧表」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(留萌建設管理部 事業課管内)

○道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

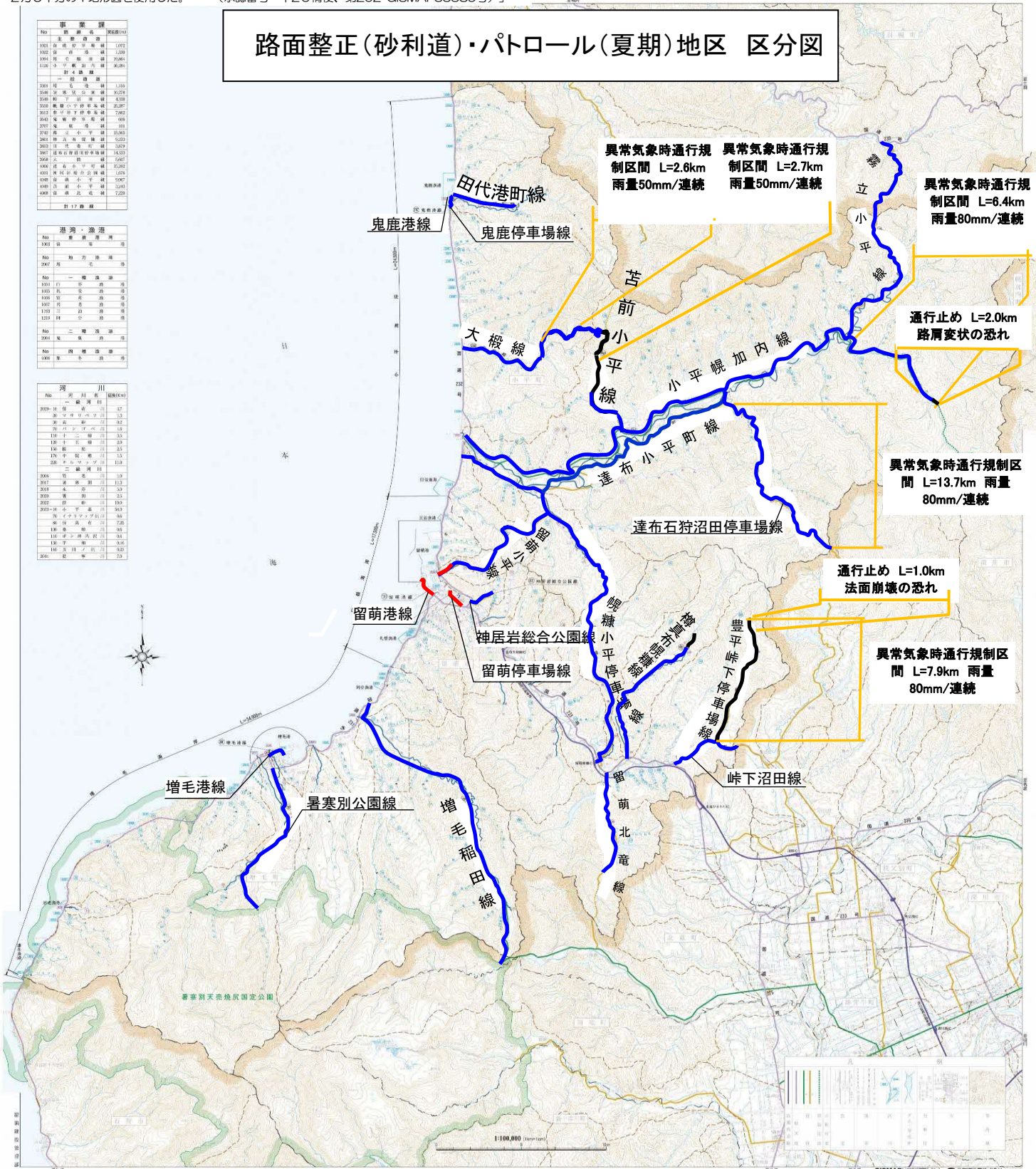
【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			草刈図 P. 18
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
日常管理型	機能回復 (清掃)	路面清掃	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			路面状況により=散水車+ 路面清掃車又は散水車 (路面清掃車)
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施。その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
必要経費	施設維持	排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		樹木剪定	標識等が早えにくくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
必要経費	施設維持	冬囲い	道内観光のイメージアップに寄与する沿道の中低木は、雪害から樹木の育成を守るため、状況に応じて実施	○積雪時期逆に対象木をムシロ・縄等で囲う。			
		機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	○路面清掃車、草刈り機械などの修理			
必要経費	施設維持	車庫等整備	管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	○管内の車庫等の雨漏り補修他			
		道路附属施設等経費	照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話料金、通信料金等	○照明の節電対象路線拡大を検討			
必要経費	施設維持 (道路附属)	道路附属施設 保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施	○委託業務により保守点検を実施			

留萌振興局 留萌建設管理部 事業課管内図

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平26情使、第202-GISMAP33389号)」

路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区 区分図



No.	種別	延長(km)
1001	国道	1.00
1002	道庁道	1.00
1003	市道	1.00
1004	町道	1.00
1005	村道	1.00
1006	未開道	1.00
1007	河川	1.00
1008	水路	1.00
1009	その他	1.00
1010	計	10.00

No.	種別	延長(km)
2001	国道	1.00
2002	道庁道	1.00
2003	市道	1.00
2004	町道	1.00
2005	村道	1.00
2006	未開道	1.00
2007	河川	1.00
2008	水路	1.00
2009	その他	1.00
2010	計	10.00

No.	種別	延長(km)
3001	国道	1.00
3002	道庁道	1.00
3003	市道	1.00
3004	町道	1.00
3005	村道	1.00
3006	未開道	1.00
3007	河川	1.00
3008	水路	1.00
3009	その他	1.00
3010	計	10.00

地区	色
砂利道	黒
DID区間	赤
DIDを除く区間	青
事前規制	黄

留萌振興局 留萌建設管理部 事業課管内図

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平26情使、第202-GISMAP33389号)」

草刈・清掃地区 区分図



地区	清掃水準	草刈り水準	
市街地			
郊外地	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理。	
山地			
公園界(名称)			

【Ⅲ 河川施設編】

1. 河川の維持管理実施計画

(1)道管理河川一覧(留萌振興局 留萌建設管理部 事業課管内)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長(km)
1	留萌川	留萌川	留萌市	3.7
		マサリベツ川	留萌市	1.3
		高砂川	留萌市	0.2
		バンゴベ川	留萌市	1.6
		十二線川	留萌市	3.5
		十五線川	留萌市	2.0
		桜庭川	留萌市	2.5
		中幌糠川	留萌市	1.5
		タルマップ川	留萌市	11.0
	計	1水系9河川		27.3
2	岩老川	岩老川	増毛町	1.0
	暑寒別川	暑寒別川	増毛町	11.3
	永寿川	永寿川	増毛町	5.0
	箸別川	箸別川	増毛町	2.5
	信砂川	信砂川	増毛町	19.0
	小平薬川	小平薬川	小平町	54.0
		イナリマップ沢川	小平町	0.6
		折真布川	小平町	7.3
		桑増川	小平町	0.6
		ポン沖内沢川	小平町	0.4
		平和川	小平町	0.2
		長田ノ沢川	小平町	0.2
	温寧川	温寧川	小平町	7.0
	計	7水系13河川		109.0
	合計	8水系22河川		136.3

(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(留萌建設管理部 事業課管内)

○河川パトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見または予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理を行うために、計画的な点検による目標健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿ってR6年度対象となる樋門の定期点検を実施すると共に、必要に応じてゲートの開閉に支障のないようにクランプアップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式動力ゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理を行うために、計画的な点検による目標健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理			
		樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分材の優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー一点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)			
		樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分材の重要性や目標健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー一点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施			
		堰・排水機場等補修	定期点検等の結果による診断を行い施設の必要が機能確保が必要に応じて整備・更新を行い施設の必要が機能確保	○北海道河川管理施設点検要領(堰・水門・排水機場場編)に基づき、定期点検を実施 ○点検結果に応じて健全度評価を実施し、点検・整備総括表及び機器リストを用いて、点検・評価結果を記録管理するとともに、必要に応じて補修を実施			
対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が認められた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一点検後、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所の安全点検を実施(GW前)	○出水期前一点検後は市町村等と連携して実施 ○堤防目視点検を実施 ○河川施設安全利用点検結果 維持管理防災課ホームページで公表する。	【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kr/sbs/ksn/kasenka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.htm	
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が認められた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一点検後、年間を通してパトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区画や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一点検後は市町村等と連携して実施 ○河川施設安全利用点検結果 維持管理防災課ホームページで公表する。	【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kr/sbs/ksn/kasenka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.htm	
		床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床本体及び護岸の沈下変形などの変状が認められた時には、河川パトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一点検後、年間を通してパトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区画や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一点検後は市町村等と連携して実施 ○河川施設安全利用点検結果 維持管理防災課ホームページで公表する。	【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kr/sbs/ksn/kasenka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.htm	
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一点検後、年間を通してパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一点検後は市町村等と連携して実施 ○河川施設安全利用点検結果 維持管理防災課ホームページで公表する。	【河川施設安全利用点検結果HPアドレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kr/sbs/ksn/kasenka/home/anzenriyoutenken/index_anzen.htm	
		堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一点検後、年間を通してパトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一点検後は市町村等と連携して実施		
		標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合には、補修等を実施	○年間を通してパトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一点検後は市町村等と連携して実施		※H20年度一点検実施

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	河川機能回復	低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	○出水前の一斉点検、年間を通してハトロールによる巡回などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去 ○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去	○出水前の一斉点検は市町村等と連携して実施 ○異常土砂堆積箇所等は定期的に定点写真撮影し、状況変化を把握する		
		河口掘削	河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が遡上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施	○年間を通してハトロールによる巡回などにより河道の状況を把握し、必要に応じて河口掘削を実施 ○波浪や高潮などの異常気象時は、河口状況の監視を強化し、緊急対応できる体制をとる			
		結水除去	融雪期に河道全体が結水、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の存続口等の結水閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、結水を除去	○冬期間ハトロールによる巡回などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結水等を除去 ○北海道融雪災害対策箇所を対象に、市町村と連携して必要な箇所の結水除去	○融雪出水災害危険箇所 ・温厚川(宇賀陸津町(河口より上流500m)) ・永寿川(暑寒沢(河口より上流5000m))		「北海道の融雪災害対策」参照 参照 要注意河川明示(ハトロール図)
		流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や橋脚への流出による漁業被害の発生恐れがある場合に、除去	○年間を通してハトロールによる巡回などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去 ○海岸等への流出による定置網等への被害の発生恐れがある場合に、市や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去	○出水後に関係機関による現地調査実施		
	河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生育環境や農圃に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	○年間を通してハトロールによる巡回などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施 ○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討 ○伐木材の再資源化等への利用を検討	○5月中に市民団体要望箇所を調整 ○伐木材を燃料材として地元へ無償譲渡する場合に市町村が取り窓口となつて公募する		
		再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	○年間を通してハトロールによる巡回などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管			
		その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、殺菌剤取替等を実施	○年間を通してハトロールによる巡回などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施 ○洪水等による災害発生防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施 ○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置	○安全利用点検結果は、維持管理防災課ホームページで公表する。	「市民団体協働の川づくり事業」HPアドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kr/ksr/kasenka/home/0siraase.htm	

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
除草	環境施設の機能回復	水上、環境 区間(重要水防 区間、DID隣接 区間、水位周知 区間、水防警報 区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口 集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な 箇所での、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び 河川管理施設の監視・点検等のため、堤防法面及び管理 用道路の草刈りを年1回出水期前へ実施	〇洪水による災害の発生防止のための堤防の状態把握 を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理 用道路の草刈りを実施 〇刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、収 草して処理	〇5月中に市民団体募望箇所を調整	【市民団体協働の川づくり 事業JHPアトレス】 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kri/ksr/kasenka/home/osir ase.htm	除草区間図に明示 P.26	
		上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な 維持管理を行うために支障とならぬように、堤防法面や 管理用道路の雑生の繁茂状況等により、必要に応じて出 水期前に草刈りを実施	〇「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、 市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈り を実施 〇河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理 用道路の雑生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実 施			除草区間図に明示 P.26	
		周辺環境	病害虫発生抑制、周辺環境保持の観点から、必要に応 じて草刈りを実施	〇市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発 生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施				
		低々水路の機能 保持	土砂堆積により低水路の機能が低下又は失なわれてい る場合に、土砂等を除去	〇年間を通してハトロールによる巡視などにより河道の状 況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、 必要に応じて土砂等を除去				
		魚道の機能保持	土砂堆積や異常洗濯により、魚道の機能が低下又は失わ れている場合に、土砂等を除去	〇年間を通してハトロールによる巡視などにより河道の状 況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応 じて土砂等を除去				
		魚巣護岸の機能 保持	土砂堆積や異常洗濯等により、魚巣護岸の機能が低下又 は失われている状態の場合、土砂等を除去する 機能回復する	〇年間を通してハトロールによる巡視などにより河道の状 況を把握し、魚巣護岸に土砂等が堆積している場合、必要 に応じて土砂等を除去				
		環境施設の機能 保持	観水施設や魚巣護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木によ り、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等 を除去	〇年間を通してハトロールによる巡視などにより河道の状 況を把握し、観水施設等が損傷、土砂等が堆積している場 合、必要に応じて補修、土砂等を除去				
その他河川 区域の環境管 理		良好な水辺環境の創出を目指して河川区域内に植樹され た樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全 を図る。環境整備や観水整備された施設等の小規模な補修 や清掃を行い、利用者の安全を確保	〇年間を通してハトロールによる巡視などにより河道の状 況を把握し、観水施設等について利用者の安全確保のた め必要に応じて施設補修や清掃を実施					
		河畔樹木の育成 など	〇出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や 清掃を実施 〇年間を通してハトロールによる巡視などにより河畔樹木 等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施					

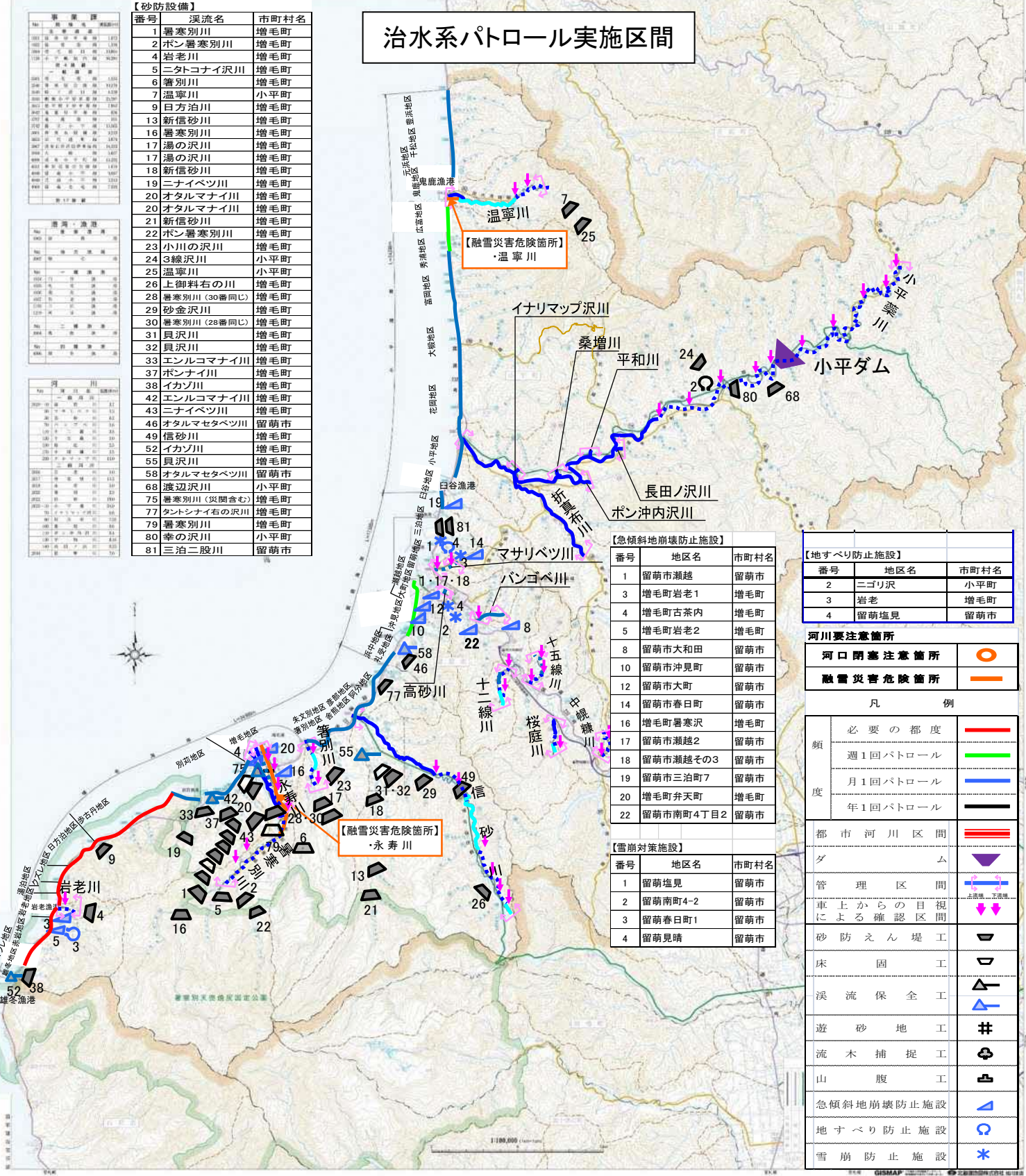
管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や火種等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施 施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	別添保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施 機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応 ※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供	○インターネット川の「防災情報」での欠測時における警戒水位、警戒雨量超過の場合は、FAXによる通報を実施する	○施設年点検 ○不具合時点検保守	
	施設維持	可動堰等施設維持運営費	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○建設管理部管理施設は、保守点検、操作運営規則等に基づいて点検、運営管理 ○市町村等へ、管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理			施設箇所明示(パトロール図) P.25
		排水機場		施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	○建設管理部管理施設は、保守点検、操作運営規則等に基づいて点検、運営管理 ○市町村等へ、管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理		
	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による観測等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するための必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理	○防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する	○天塩川下流・留萌川水防連絡協議会(4月予定)	水防等資材保管一覧表(別途資料)
樋門(管)操作委託料	定期点検操作委託料	出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約	○定期点検は出水期前の4月、出水期の7～10月の各月に実施することとしていますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定 ○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を建設管理部から支給 ○定期点検の記録表は翌月5日までに提出	○樋門操作委託契約 留萌市、増毛町、小平町	○定期点検(5回) ・出水期前1回(4月) ・7～10月各1回	
		樋門(管)の適切な機能保安を行うため、出水期前を始めとして目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費					
	臨時操作・巡回委託料	大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる ○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる	○警戒体制時の巡回の徹底を図る			

留萌振興局 留萌建設管理部 事業課管内図

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(承認番号 平26情使、第202-GISMAP33389号)」

治水系パトロール実施区間

番号	溪流名	市町村名
1	暑寒別川	増毛町
2	ボン暑寒別川	増毛町
4	岩老川	増毛町
5	ニタコナイ沢川	増毛町
6	箬別川	増毛町
7	温寧川	小平町
9	日方泊川	増毛町
13	新信砂川	増毛町
16	暑寒別川	増毛町
17	湯の沢川	増毛町
17	湯の沢川	増毛町
18	新信砂川	増毛町
19	ニナイベツ川	増毛町
20	オタルマナイ川	増毛町
20	オタルマナイ川	増毛町
21	新信砂川	増毛町
22	ボン暑寒別川	増毛町
23	小川の沢川	増毛町
24	3線沢川	小平町
25	温寧川	小平町
26	上御料右の川	増毛町
28	暑寒別川(30番同)	増毛町
29	砂金沢川	増毛町
30	暑寒別川(28番同)	増毛町
31	貝沢川	増毛町
32	貝沢川	増毛町
33	エンルコマナイ川	増毛町
37	ボンナイ川	増毛町
38	イカソ川	増毛町
42	エンルコマナイ川	増毛町
43	ニナイベツ川	増毛町
46	オタルマセタベツ川	留萌市
49	信砂川	増毛町
52	イカソ川	増毛町
55	貝沢川	増毛町
58	オタルマセタベツ川	留萌市
68	渡辺沢川	小平町
75	暑寒別川(災関含む)	増毛町
77	タトシナイ右の沢川	増毛町
79	暑寒別川	増毛町
80	幸の沢川	小平町
81	三泊二股川	留萌市



番号	地区名	市町村名
1	留萌市瀬越	留萌市
3	増毛町岩老1	増毛町
4	増毛町古茶内	増毛町
5	増毛町岩老2	増毛町
8	留萌市大和田	留萌市
10	留萌市沖見町	留萌市
12	留萌市大町	留萌市
14	留萌市春日町	留萌市
16	増毛町暑寒沢	増毛町
17	留萌市瀬越2	留萌市
18	留萌市瀬越その3	留萌市
19	留萌市三泊町7	留萌市
20	増毛町弁天町	増毛町
22	留萌市南町4丁目2	留萌市

番号	地区名	市町村名
1	留萌市瀬越	留萌市
2	ニゴリ沢	小平町
3	岩老	増毛町
4	留萌塩見	留萌市

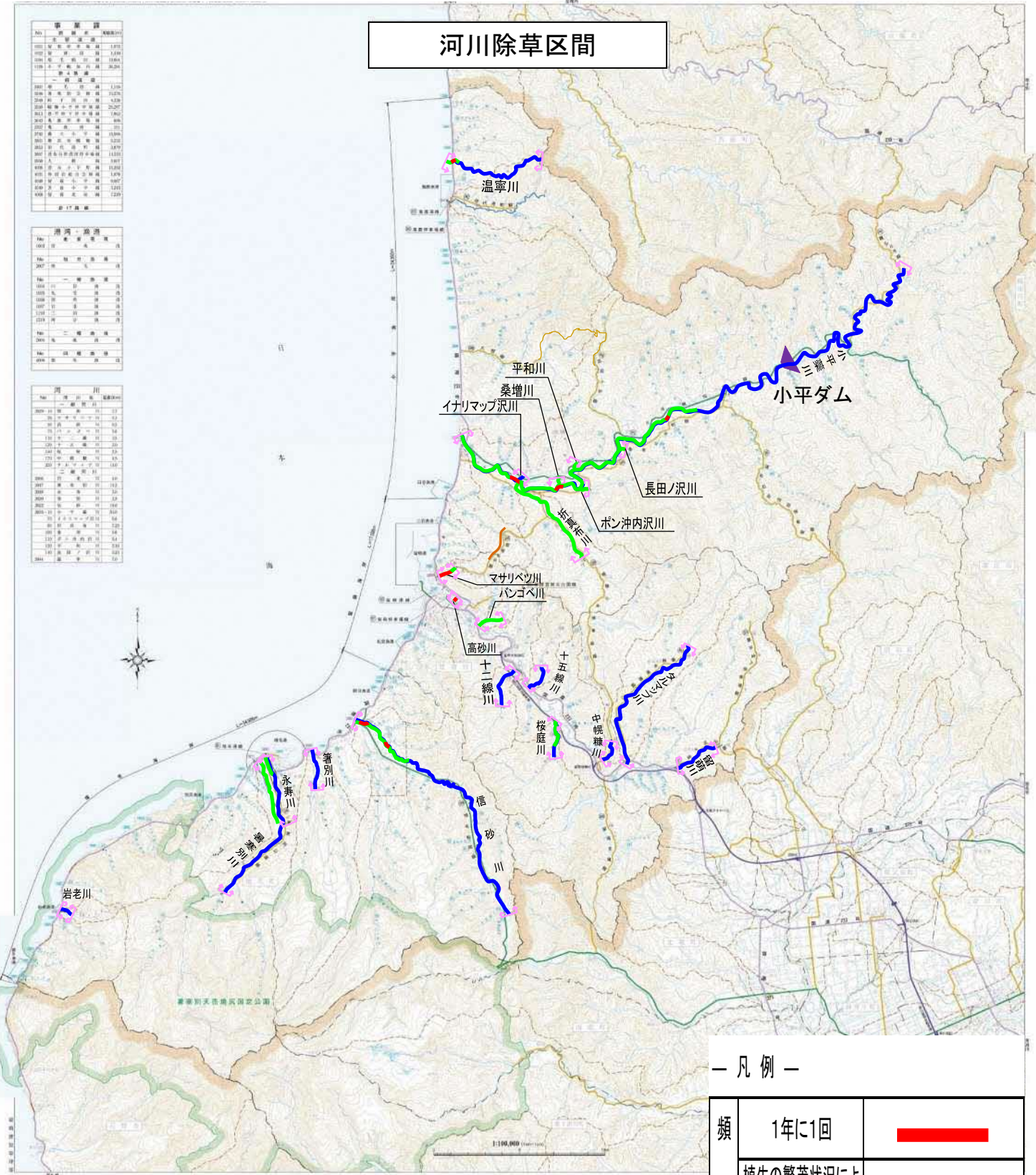
河川要注意箇所	
河口閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—

凡 例		
頻 度	必要の都度	—
	週1回パトロール	—
	月1回パトロール	—
	年1回パトロール	—

都市河川区間	—
ダ ム	△
管 理 区 間	—
車 上 からの 目 視 による 確認 区 間	—
砂 防 え ん 堤 工	▽
床 固 工	□
溪 流 保 全 工	▲
遊 砂 地 工	#
流 木 捕 捉 工	⊗
山 腹 工	⊕
急傾斜地崩壊防止施設	▲
地すべり防止施設	○
雪崩防止施設	*

留萌振興局 留萌建設管理部 事業課管内図

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。（承認番号 平26情使、第202-GISMAP33389号）」



河川除草区間

— 凡 例 —

頻	1年に1回	■
度	植生の繁茂状況により必要に応じて実施	■
ダ	ム	▼
管	理	↔
区	間	上流端 ← → 下流端

【IV 砂防・地すべり・急傾斜編】

1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

(1)砂防関係施設一覧(留萌振興局 留萌建設管理部 事業課管内)
砂防設備

番号	水系名	溪流名	ダム名	工種	施行年度	市町村名	備考
1	暑寒別川	暑寒別川	暑寒別川2号ダム	砂防堰堤	S32～S36	増毛町	
2	暑寒別川	ポン暑寒別川	ポン暑寒別川1号ダム	砂防堰堤	S37～S40	増毛町	
4	岩老川	岩老川	岩老川ダム	砂防堰堤	S40～S41	増毛町	
5	暑寒別川	ニタコナイ沢	ニタコナイ沢ダム	砂防堰堤	S41～S42	増毛町	
6	箬別川	箬別川	箬別川ダム	砂防堰堤	S43～S46	増毛町	
7	温寧川	温寧川	温寧川1号ダム	砂防堰堤	S42～S43	小平町	
9	日方泊川	日方泊川	日方泊川ダム	砂防堰堤	S44	増毛町	
13	信砂川	新信砂川	新信砂川2号ダム	砂防堰堤	S45～S46	増毛町	
16	暑寒別川	暑寒別川	暑寒別川4号ダム	砂防堰堤	S46～S47	増毛町	
17	箬別川	湯の沢川	湯の沢川1号ダム	砂防堰堤	S47～S48	増毛町	
17	箬別川	湯の沢川	湯の沢川2号ダム	砂防堰堤	S51～S53	増毛町	
18	信砂川	新信砂川	新信砂川1号ダム	砂防堰堤	S47～S48	増毛町	
19	ニナイベツ川	ニナイベツ川	ニナイベツ川1号	砂防堰堤	S48	増毛町	
19	ニナイベツ川	ニナイベツ川	ニナイベツ川2号	砂防堰堤	S47	増毛町	
19	ニナイベツ川	ニナイベツ川	ニナイベツ川3号	砂防堰堤	S47	増毛町	
19	ニナイベツ川	ニナイベツ川	ニナイベツ川4号	砂防堰堤	S48	増毛町	
19	ニナイベツ川	ニナイベツ川	ニナイベツ川5号	砂防堰堤	S49～S51	増毛町	
19	ニナイベツ川	ニナイベツ川	ニナイベツ川6号	砂防堰堤	S48	増毛町	
19	ニナイベツ川	ニナイベツ川	ニナイベツ川床固工	床固工	S48	増毛町	
20	オタルマナイ川	オタルマナイ川	オタルマナイ川1号ダム	砂防堰堤	S48	増毛町	
20	オタルマナイ川	オタルマナイ川	オタルマナイ川2号ダム	砂防堰堤	S49～S52	増毛町	
20	オタルマナイ川	オタルマナイ川		流路工	S49～S52	増毛町	L=0.56km
21	信砂川	新信砂川	新信砂川3号ダム	砂防堰堤	S48～S50	増毛町	
22	暑寒別川	ポン暑寒別川	ポン暑寒別川2号ダム	砂防堰堤	S48～S49	増毛町	
23	箬別川	小川の沢川	小川の沢川ダム	砂防堰堤	S48～S49	増毛町	
24	小平薬川	三線沢川	三線沢川1号ダム	砂防堰堤	S50～S52	小平町	
25	温寧川	温寧川	温寧川2号ダム	砂防堰堤	S52～S53	小平町	
26	信砂川	上御料右の川	上御料右の川1号ダム	砂防堰堤	S53～S56	増毛町	
28・30	暑寒別川	暑寒別川	暑寒別川1号ダム	砂防堰堤	S55～S59	増毛町	
29	信砂川	砂金沢川	砂金沢川ダム	砂防堰堤	S56～S58	増毛町	
31	信砂川	貝沢川	貝沢川床固工	床固工	H3	増毛町	
32	信砂川	貝沢川	貝沢川2号ダム	砂防堰堤	S57～S59	増毛町	
33	エンルコマナイ川	エンルコマナイ川	エンルコマナイ川ダム	砂防堰堤	S59～S61	増毛町	
37	ボンナイ川	ボンナイ川	ボンナイ川ダム	砂防堰堤	S60～S61	増毛町	
38	イカゾ川	イカゾ川	イカゾ川ダム	砂防堰堤	S60～S62	増毛町	
42	エンルコマナイ川	エンルコマナイ川		流路工	S62～H 4	増毛町	L=1.48km
43	ニナイベツ川	ニナイベツ川	ニナイベツ川ダム	砂防堰堤	S62～S63	増毛町	
46	オタルマセタベツ川	オタルマセタベツ川	オタルマセタベツ川ダム	砂防堰堤	S63～H 1	留萌市	
49	信砂川	信砂川	信砂川2号ダム	砂防堰堤	S63～H 2	増毛町	
52	イカゾ川	イカゾ川		流路工	S63～H 8	増毛町	L=0.42km
55	信砂川	貝沢川		流路工	H 1～H 9	増毛町	L=2.11km
58	オタルマセタベツ川	オタルマセタベツ川		流路工	H 2～H10	留萌市	L=0.47km
68	小平薬川	渡辺沢川	渡辺沢川ダム	砂防堰堤	H 6～H11	小平町	
75	暑寒別川	暑寒別川		溪流保全工	H 8～H14	増毛町	L=2.62km(災関含む)
77	タントシナイ右の沢川	タントシナイ右の沢川	タントシナイ右の沢川ダム	砂防堰堤	H12～H14	増毛町	
79	暑寒別川	暑寒別川	暑寒別川3号	床固工	H19～H21	増毛町	
79	暑寒別川	暑寒別川	暑寒別川2号	床固工	H22～H23	増毛町	
79	暑寒別川	暑寒別川	暑寒別川1号	床固工	H24～H26	増毛町	
80	暑寒別川	暑寒別川	暑寒別川4号	床固工	H30～R5	増毛町	
81	小平薬川	幸の沢川	幸の沢川ダム	砂防堰堤	H18～H22	小平町	
82	三泊二股川	三泊二股川	三泊二股川2号ダム	砂防堰堤	H23～H24	留萌市	
83	三泊二股川	三泊二股川	三泊二股川1号ダム	砂防堰堤	H24～H25	留萌市	
計	52	箇所					

地すべり防止施設

番号	地区名	市町村名	備考
2	ニゴリ沢	小平町	
3	岩老	増毛町	
4	留萌塩見	留萌市	
		3箇所	

急傾斜地崩壊防止施設

番号	地区名	市町村名	備考
1	留萌市瀬越	留萌市	海岸保全区域と重複
3	増毛町岩老1	増毛町	
4	増毛町古茶内	増毛町	国崖と重複
5	増毛町岩老2	増毛町	国崖と重複
8	留萌市大和田	留萌市	
10	留萌市沖見町	留萌市	
12	留萌市大町	留萌市	国有海浜地と接する
14	留萌市春日町	留萌市	
16	増毛町暑寒沢	増毛町	
17	留萌市瀬越2	留萌市	No1箇所の追加申請
18	留萌市瀬越その3	留萌市	海岸保全区域と重複
19	留萌市三泊町7	留萌市	
20	増毛町弁天町	増毛町	
22	留萌市南町4丁目2	留萌市	
計		14箇所	

雪崩対策施設

番号	地区名	市町村名	備考
1	留萌塩見	留萌市	
2	留萌南町4-2	留萌市	
3	留萌春日町1	留萌市	
4	留萌見晴	留萌市	

※ 番号は、「治水系パトロール図」の位置番号を記入

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(留萌建設管理部 事業課管内)

○ 施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、バトリールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施します。

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
予防管理型	施設補修	砂防関係施設補修	砂防堰等の砂防設備、集水井等の地すべり防止施設、土留掘工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施	○出水期前の点検及びバトリールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う	○河川利用者の安全の確保から、漏水施設等の利用の安全性の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前点検 ○利用施設安全点検 (コールメンテナンス前)	施設位置 (砂防溪流保全工) P.25	
	施設補修	護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた際には、バトリールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びバトリールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う		○出水期前点検	施設位置 (急傾斜地等) P.25	
日常管理型	施設機能回復 土砂等除去	法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた際には、バトリールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びバトリールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う		○出水期前点検		
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならぬ水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びバトリールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う		○出水期前点検		
		転落防止補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びバトリールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う	○河川利用者の安全の確保から、漏水施設等の利用の安全性の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前点検 ○利用施設安全点検 (コールメンテナンス前)		
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○バトリールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う				
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○バトリールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う				
		土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○出水期前の点検及びバトリールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う				
		流木等除去	施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去	○出水期前の点検及びバトリールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う				
		結水除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○バトリールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う				
		塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に対処	○バトリールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う				

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
		崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去	○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		排水施設・清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○パトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施する			
		法面除草	人家と接近している箇所では草類が繁茂し、病虫害発生等の抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施	○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する			
必要経費	維持施設	河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を行う			
		情報基盤観測機器保守点検・運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○雨量計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			
		土砂災害警戒情報システム運用費	地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を气象台と土現が共同で作成・発表するため必要となるシステム運用経費	○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応する			
		地すべり情報通報システム保守点検運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○伸縮計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			

【V 海岸編】

1. 海岸の維持管理実施計画

(1)海岸施設一覧(水管理・国土保全局海岸)

留萌振興局 留萌建設管理部 事業課管内

海岸名	市町村名	管理延長(m)	備 考
増毛海岸	増毛町	26,707	
留萌海岸	留萌市	6,694	ゴールデンビーチるもい(沖見地区)
小平海岸	小平町	21,902	
計		55,303	

注1. 管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(留萌建設管理部 事業課管内)

○ 施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持を図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持作業を実施します。

【海岸】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	堤防・護岸補修	護岸、堤防の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が認められた際には、パトロールによる巡視を強化し、計画的に修繕・補修等を実施	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより堤防・護岸の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修	○安全利用点検 (コールテンワイグ前)	
		斜路補修	斜路の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が認められた際には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより斜路の状況を把握し、必要に応じて補修		○安全利用点検 (コールテンワイグ前)	
		天端被覆工補修	地盤の空洞等により落下や不平等沈下が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修		○安全利用点検 (コールテンワイグ前)	
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修		○安全利用点検 (コールテンワイグ前)	
		突堤・離岸堤・消波工等補修	突堤等が倒壊により施設の機能に支障が生じる場合や、斜路に隣接する消波ブロックが漁船の上げ下ろしに支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより突堤・離岸堤・消波工等の状況を把握し、必要に応じて補修			
		遊歩道補修	損傷等により施設の機能に支障が生じ、放置すると転倒事故につながる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより遊歩道の状況を把握し、必要に応じて補修			
		ゲート補修	ゲートが損傷し波浪を防止できない、また、その恐れがある場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などによりゲートの状況を把握し、必要に応じて補修			
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修			
		階段・手摺補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより階段・手摺りの状況を把握し、必要に応じて補修			
		排水施設清掃	土砂等が堆砂し排水機能に支障が生じる場合に除去	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて対応			
日常管理型	施設機能回復	整地・土砂除去・飛砂防止	施設の機能に支障が生じるような土砂等が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応		○安全利用点検 (コールテンワイグ前)	
		流木・漂着物除去	施設の機能に支障が生じるような流木、漂着物が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応		○安全利用点検 (コールテンワイグ前)	
必要経費	施設維持	施設管理委託料	津波防災ステーション、安全情報伝達施設、付属施設等の保守点検費用	○管理委託契約に基づいた保守点検を行う。 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度補修。			

【VI 資料編】

1. 管内関係機関

留萌振興局 留萌建設管理部 事業課管内

機 関 名	住 所	電話番号
(国の関係機関)		
留萌開発建設部	留萌市寿町1丁目68番地	0164-42-2315 (公物管理課)
留萌開発事務所	留萌市堀川町2丁目78番地	0164-42-3126 (総務課)
(道の関係機関)		
留萌振興局危機対策室	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8426 (防災)
(市町村の関係機関)		
留萌市	留萌市幸町1丁目11番地	0164-42-2010 (都市整備課)
増毛町	増毛町弁天町3丁目61番地	0164-53-1115 (建設課)
小平町	小平町字小平町216番地	0164-56-2111 (生活環境課)
(その他の関係機関)		
留萌警察署	留萌市高砂町3丁目5番1号	0164-42-0110
留萌消防組合本部	留萌市高砂町3-6-11	0164-42-2212
小平支署	小平町字小平397-9	0164-56-2221
鬼鹿支署	小平町字鬼鹿港町25-138	0164-57-1253
増毛町消防署	増毛町弁天町3丁目	0164-53-2175
留萌海上保安部	留萌市大町3丁目37	0164-42-9118

2. 防災資機材一覧

留萌振興局 留萌建設管理部 事業課

住所： 留萌市東雲町1丁目56番地
 電話番号： 0164-42-1849
 FAX： 0164-42-1862
 担当： 施設保全室

分類	種別	規格	単位	数量
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルフェンス	タフネルフェンス TF-200 5m/本	本 15
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルキャッチャー	東洋紡Cマット TKN50CL 50cm×50cm×0.4cm	枚 360
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルフェンス(木質系)	もりの木太郎 F5018 φ180mm×5m/本	本 2
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルキャッチャー	タフネルオイルプロッター BL-F 6.5m	本 24
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルキャッチャー	タフネルオイルプロッター BL-F 13.0m	本 12
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルキャッチャー	タフネルオイルプロッター F-1 1m×5m	本 4
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルキャッチャー	タフネルオイルプロッター BL-65 65cm×65cm×4mm	枚 980
<input type="checkbox"/>	油処理用材	オイルキャッチャー	もりの木太郎 MPW-45 38×55×3cm	枚 100
<input type="checkbox"/>	油処理用材	油吸着剤	ACライト 10kg/袋	袋 3
<input type="checkbox"/>	油処理用材	油吸着剤	オイルゲーター 20L缶	缶 3
<input type="checkbox"/>	土木用材	土のう袋	1100×1050mm	袋 600
<input type="checkbox"/>	土木用材	土のう袋	2t型	袋 26
<input type="checkbox"/>	土木用材	土のう袋	吸水性土嚢(ダッシュバッグ) 520×300(吸水後)	袋 120
<input type="checkbox"/>	土木用材	土のう袋	CG-140008-A 48cm×62cm	袋 140